平成 31 年 4 月 2 5 日	
資　料　提　供	
担当課室	環境生活総務課
担 当 者	冨田、下村
電　　話	073-441-2670（内線 2672）

平成 31 年度和歌山県におけるクールビズの取組について

和歌山県では、地球温暖化対策の一環として、本年度、次のとおりクールビズの取組に関して強調期間を設けて実施するほか、その期間に限らず、県職員は気温等に応じた最適な服装で勤務します。

県民の皆様におかれましては、本取組にご理解いただきますとともに、ご協力いただきますようお願いします。

1　クールビズ取組強調期間　平成 31 年 6 月 1 日（土）から同年 9 月 30 日（月）まで

2　取組内容
⑴　適正冷房（室温 28℃）
⑵　軽装勤務（ノーネクタイ・ノー上着）

3　そ の 他
○　年間を通して地球温暖化対策を推進するため、取組強調期間に限らず、気温、体調、業務の性質等に応じ、公務員としての品位を失しない範囲で、最適な服装で勤務します。
○　和歌山県では、平成 11 年度からクールビズの取組を実施しています。
○　平成 31 年 4 月 23 日付けで県内の各市町村、経済団体、農業団体等にクールビズの取組への協力を依頼しています。
○　来庁者に周知するため、県庁内にポスター<別紙 1>を掲示します。
○　関西広域連合の「関西夏のエコスタイル」（5 月 1 日～10 月 31 日の期間内で、地域の気候等に合わせて取り組む）と連携して実施します。<別紙 2 参照>